平成２６年（フ）第５６号
三重県多気郡大台町薗303番地３
債務者　小掠三重子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４１号
兵庫県西脇市高田井町1046番地　アメニティカスガⅠ―103号
債務者　有利　和晃
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２１３号
静岡県湖西市南台２丁目15番４号　秀和マンション301
債務者　大島　加代
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
静岡県浜松市浜北区豊保146番地の８
債務者　金子健次郎
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２５６号
横浜市中区寿町３―11―１第２長生館209号室、住民票上の住所横浜市神奈川区新子安１丁目25番23号　第二森ハイツ203号
債務者　大友　健三
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７１号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目10番26号　メゾン・メルヴェイユＣ号室
債務者　土岐　早苗
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７２号
横浜市港北区下田町５丁目41番５号　シティハイム下田201
債務者　岩崎　　健
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２１号
東京都あきる野市瀬戸岡157番地１第六メゾン麗201号
債務者　簑輪あゆみ
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５号
岐阜県高山市左京町416番地　左京荘８号室
債務者　柴田　達也
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後３時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
岡山市北区奥田２丁目６番15―101号
債務者　喜井健一郎
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０４号
岡山市南区豊成３丁目21番10号ライズガーデン弐番館102、旧住所岡山市南区浦安本町87番地６
債務者　大前　　恵（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０号
北海道帯広市緑ケ丘２条通２丁目２番地６
今アパート２Ｆ２号
債務者　和田　　修
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７５９３号
東京都練馬区石神井台３丁目20―９―402
債務者　野口　正明
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５９４号
東京都練馬区石神井台３丁目20―９―402
債務者　野口　典子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５９５号
神奈川県相模原市中央区鹿沼台１丁目７―９―201
債務者　吉野　麻紀（旧姓中内）
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部